

取扱区分：公開

令和2年第12回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和2年11月25日（水）

〔場 所〕 303・304会議室

令和2年第12回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、令和2年第12回蓮田市農業委員会総会を市役所303・304会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和2年11月25日（水） 午後1時00分

2 閉会日時 令和2年11月25日（水） 午後3時10分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1 番 萩原 和夫	2 番 門井 隆	3 番 常見 淳
4 番 野口 勇	5 番 田鍋 光男	6 番 齋藤 博司
7 番 高橋 建一	8 番 寺田 進	9 番 岩崎 久
10 番 山本 寿一	11 番 吉岡 政広	12 番 杉崎 國昭
13 番 原田 順一	14 番 竹内 幸男	

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区

（平野）山口 実	（平野）渋谷 悟	（黒浜）新井 仁
（黒浜）小澤 はつ江	（蓮田）増田 雅暢	（蓮田）山口 恵司

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積計画による利用権設定について（賃借関係）

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第4条第1項第9号の規定による届出の受理について

報告 4 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

報告 5 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について

報告 6 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の受理について

8 出席した農業委員会事務局職員（3人）

事務局長	柴田 賢次
事務局副主幹	左右田 尚紀
事務局主任	茂木 郁

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和2年第12回蓮田市農業委員会総会を開催したいと思います。開会に先立ちまして、会長より挨拶をいただきたいと思います。

（会長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

令和2年10月26日に開催いたしました、令和2年第11回農業委員会総会の議事録（案）について事前に送付をさせていただき、委員の皆様方においては確認をしていらっしゃるかと思います。この場で修正をして署名をいただき、議事録とさせていただきます。委員の皆様には伺いますが、修正箇所はございますか。

— 議事録の確認 —

（議長）

それでは、私の署名に続きまして●●●●、●●●●にご署名をいただきます。

本日の委員の出席状況について報告をいたします。農業委員において、欠席者はなく14名全員の出席をいただいております。

従いまして、本日の総会は成立をいたします。また推進委員さんに欠席者はなく6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。本日の提出の議案は事前に配布の資料のとおりでございます。農地法などの法令の許可に関する議案は、議案第1号から議案第4号までの82案件となり、報告は、報告1から報告6までの17案件となります。

初めに、2ページの議案第1号「農用地利用集積計画による利用権設定について（賃借関

係)」でございます。議案第１号について、事務局の朗読をお願いいたします。

(事務局) — 議案第１号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第１号の番号１から番号５につきまして、担当地区委員さんから説明をお願い申し上げます。

(委 員)

借受人は、同議案で農地を貸し出すため、その分を今回の賃借で補填するということです。特に問題はないかと思しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議 長)

では、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

議案第１号の番号１について事務局の説明のとおりでございます。それではただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第１号の番号１から番号５について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第１号の番号１から番号５については承認をすることにいたします。

次に、議案第１号の番号６について担当地区委員さんから説明をお願い申し上げます。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

貸付人は年齢等により稲作を辞めたいと考えており、借受人に相談したところ引き受けていただき申請に及んだようです。

約●●●●㎡ですが、賃借料である米は１反●●kgであり、今回は●●kgになります。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がございましたら、よろしくお願いいたしますします。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

議案第 1 号の番号 6 について担当地区委員さん及び事務局の説明のとおりでございます。ただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第 1 号の番号 6 について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第 1 号の番号 6 について承認をすることにいたします。

次に、議案第 1 号の番号 7 から番号 5 9 について、担当地区委員さんから説明をお願い申し上げます。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

借受人は、地域一体の農地において小麦、大豆を耕作していますが、連作障害の関係があり、ブロックに分けて 2 年の賃借を順番に行っています。今後も 2 年ごとに利用権設定を行っていく予定です。

番号 7 において、利用目的が牧草となっています。これは、本来、利用権の継続になるのですが、相続が発生して新規扱いになったものです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がございましたら、よろしくお願いいたしますします。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

議案第 7 号の番号 5 9 について担当地区委員さん及び事務局の説明のとおりでございます。

ただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号7から番号59について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号7から番号59について承認をすることにいたします。

次に、議案第1号の番号60から番号71については再設定になります。ご質問等ございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号60から番号71について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号60から番号71について承認をすることにいたします。

次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。議案第2号について、事務局の朗読をお願いいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第2号の番号1について、担当地区委員から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

譲受人の同居の息子さんが、最近、農業を始めたようで、ここを畑として耕作していく予定だと聞いています。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号の番号1の補足説明させていただきます。補足説明資料の3ページをご覧ください。

申請者におきまして、自作地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、●●●●㎡であり、下限面積40a以上であることを確認しております。

全部効率利用要件といたしまして11月6日に全て耕作を確認しております。

地域との調和要件は、現況 畑、取得後の計画も畑となっております。

農作業常時従事要件といたしまして、ご本人が100日以上、子どもさんが240日以上、子どもさんの奥様が60日以上、計400日以上耕作するということで、要件は全て満たしています。

こちらの案件につきまして、9月28日に申請がされていますが、申請地が山林化となっていたため伐採抜根を行っていた他、自宅前の農地に関して是正指導をしていた関係で、今回の議案となっています。

以上、補足説明といたしまして、皆さまご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

議案第3号の番号1について、担当委員及び事務局の説明のとおりでございます。ただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議長)

質問がございませんので採決をいたします。

議案第3号の番号1について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号1について承認をすることにいたします。

次に、議案第2号の番号2について、担当地区委員から説明をお願い申し上げます。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

譲受人に話を聞いたところ、譲渡人が高齢で申請地を管理することが難しくなり、耕作してくれないかと頼まれて申請に及んだようです。

現地は整地され、すぐに耕作できる状態になっています。

問題はないと思いますが、補足等がありましたら事務局より説明をお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号の番号1の補足説明させていただきます。補足説明資料の7ページをご覧ください。

申請者におきまして、自作地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、計●●●●㎡であり、下限面積40a以上であることを確認しております。

全部効率利用要件といたしまして11月6日に全て耕作を確認しております。

地域との調和要件は、現況畑、取得後の計画も畑となっております。

農作業常時従事要件といたしまして、ご本人が300日以上、奥様が300日以上、計600日以上耕作するというので、要件は全て満たしています。

以上、補足説明といたしまして、皆さまご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

議案第2号の番号2について、担当委員及び事務局の説明のとおりでございます。ただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議長)

質問がございませんので採決をいたします。

議案第2号の番号2について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号2について承認をすることにいたします。

次に、議案第2号の番号3、番号4について関連がありますので、担当地区委員から併せて説明をお願い申し上げます。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

譲受人に話を聞いたところ、所有農地のうち、1町2反ほどが工業団地用地になってしまったため代替え地を探していたところ、申請地が自宅に近い場所であったため検討した結果、売却してもよいとのことで申請に及んだようです。元々現地は荒れていましたが、現在は整地され、すぐに耕作できる状態になっています。

問題はないと思いますが、補足等がありましたら事務局より説明をお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号の番号3、番号4の補足説明させていただきます。補足説明資料の11ページ

をご覧ください。

申請者におきまして、自作地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、計●●●●㎡であり、下限面積40a以上であることを確認しております。

全部効率利用要件といたしまして11月10日に全て耕作を確認しております。

地域との調和要件は、現況 畑、取得後の計画も畑となっております。

農作業常時従事要件といたしまして、ご本人が300日以上、奥様が300日以上、計600日以上耕作するということで要件は全て満たしています。

以上、補足説明といたしまして、皆さまご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

議案第2号の番号3、番号4について担当委員及び事務局の説明のとおりでございます。ただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

(委員)

全体についてですが、今回の3条許可申請は売買契約でしょうか、無償なのでしょうか。売買契約であればその値段を教えてください。

(事務局)

今回の3条許可申請5件は、全て売買契約になりますので回答いたします。

番号1は坪●●(10aあたり●●●●円)ということで、金額は合計で約●●●●円です

番号2は、当初は無料で構わないと譲渡人から言われたようですが、譲受人が了承せずに●●●●円となったようです。

番号3、番号4は10aあたり●●●●円であり、合計で約●●●●円です。

番号5は1反●●●●円とのことです。

(委員)

わかりました。

(議長)

他にございますか。

なし。

(議長)

質問がございませんので採決をいたします。

議案第2号の番号3、番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号3、番号4について承認をすることにいたします。

次に、議案第2号の番号5について、担当地区委員から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

譲渡人に話を聞いたところ、高齢となり農地の管理が難しくなっているため、申請に及んだようです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号の番号5の補足説明させていただきます。補足説明資料の15ページをご覧ください。

申請者におきまして、自作地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、計●●●●㎡であり、下限面積40a以上であることを確認しております。

全部効率利用要件といたしまして11月10日に全て耕作、適正管理を確認しております。

地域との調和要件は、現況 畑、取得後の計画も畑となっております。

農作業常時従事要件といたしまして、従業員、パート社員と合わせまして計●●名、各250日以上耕作するという事で要件は全て満たしています。

以上、補足説明といたしまして、皆さまご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。議案第2号の番号5について担当委員及び事務局の説明のとおりでございます。ただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

質問がございませんので採決をいたします。

議案第2号の番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号5について承認をすることにいたします。

次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。議案第3号につきまして、事務局の朗読をお願いします。

(事務局) － 議案第3号、議案書朗読 －

(議 長)

議案第3号番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

補足説明資料の３ページにあるとおり、申請人は農業を営んでおりますが、自宅敷地内に置いていた農機具や農業用資材、農作物の一部保管場所が不足し、農業用倉庫を設置したいとのことです。問題はないかと思います。

(議 長)

ありがとうございました。事務局で補足説明がありましたら、お願いします。

(事務局)

補足説明資料の３ページをご覧ください。こちらは農業振興地域内の農用地区域外です。農地性としたしましては、第２種農地となっています。

資金計画ですが、事務局の方で確認済みです。

排水処理について、汚水・雑排水は発生せず、雨水は宅地内浸透処理となります。

その他として、１１月９日に現地確認をしたところ、隣地に建築準備で資材が置いてありますが、事前着工はありませんでした。

(議 長)

議案第３号の番号１については、ただ今、担当委員及び事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございますか。

(委 員)

地目が田ですが、間違いはないですか。

(事務局)

間違いはないです。

(議 長)

他に質問はありますか。

なし。

(議 長)

質問がございませんので、採決をいたします。

議案第３号の番号１について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第３号の番号１について承認をすることにいたします。

それでは暫時休憩といたします。

－ 休憩 －

(議 長)

休憩を閉じまして会議を再開いたします。

次に、議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の許可について」でございます。議案第４号につきまして、事務局の朗読をお願いします。

(事務局)

朗読の前に、番号２につきましては是正指導中でありますので、議案から除かせていただきます。

－ 議案第４号、議案書朗読 －

(議 長)

議案第４号の番号１につきまして、担当地区委員から説明をお願いします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

申請地の農地性は第２種農地で、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地・第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。生産地の周辺の住宅が点在している状況です。

今回、譲渡人のお１人に話を聞きました。土地の売買については不動産会社を通して譲受人と交渉の結果、売買に至ったようです。現地は多少の草が生えていますが、農地としては問題ないと思います。また、農地法の違反や事前着工はありません。許可要件を満たしていると思われるので、事務局の補足説明をお願いし、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局で補足説明がありましたら、お願いします。

(事務局)

補足説明資料の７ページをご覧ください。場所等は委員のご説明のとおりです。

資金計画ですが、事務局の方で確認済みです。

排水処理について、汚水・雑排水は私設排水管を経由し下水道本管に接続し、雨水は宅地内浸透処理となります。

こちらは１０月１日に受付をしておりましたが、建築指導課の手続きが進んでおらずに今回の議案となりました。その際に現地の草刈りをしていたようで、現在は多少伸びていますが問題ないと判断しました。

その他として、１１月９日に現地確認をしたところ事前着工はありませんでした。申請の

面積が500㎡を超えていますが、道路後退が●●㎡あり、それを除くと●●㎡になります。

(議 長)

議案第4号の番号1については、ただ今、担当委員及び事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございますか。

なし。

(議 長)

質問がございませんので、採決をいたします。

議案第4号の番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第4号の番号1について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第4号の番号3について、担当地区委員から説明をお願いします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

申請地の農地性は農用地区域外の調整区域であり、小集団の生産性の低い農地です。昔は稲作をしていましたが深い田んぼだったため、機械化になってからは耕作ができず、埋め立てて田畑転換を行った農地です。

譲渡人によると、田畑転換を行ったものの土壌が悪く、作付けに適さない状態で、生産性のない草刈りのみの管理状態が続いていました。申請地付近は太陽光発電施設が多く誘致されており、さらに、発電施設敷地として探していた不動産業者の勧めがあったため、交渉の結果、売買に至ったとのこと。申請地はきれいに草刈りがされ、畑地の状態となっており、事前着工や違反等もないと思われます。また、今回の申請地の南側1筆は栗畑になっていますが、そのさらに南側一帯は多くの発電施設が既に設置されており、残る農地のほとんどが不耕作地であり、今回新たな太陽光発電施設が設置されても地域の営農に支障がないと思われます。

許可要件を満たしていると思われますが、事務局に補足説明をお願いし、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

補足説明資料の15ページをご覧ください。内容は先ほど担当委員よりご説明いただいたとおりです。

資金計画ですが、事務局の方で確認済みです。

排水処理について、汚水・雑排水は発生せず、雨水は敷地内浸透処理となります。
その他として、11月9日に現地確認をしましたが、事前着工はありませんでした。

(議長)

議案第4号の番号3につきましては、ただ今、担当地区委員及び事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の内容につきまして、ご意見ご質問等がございますか。

(委員)

補足説明資料の17ページの公図をみると、申請地は2筆であり、その間に公道があります。施工計画はこれをまたいでモジュールを設置するのか、あるいは片方にモジュール等を設置し、もう片方にはパワーコンディション等の設備を作るものなのか教えていただきたいです。

(事務局)

お話しのとおり、間に公道があります。こちらは一体化して使用するものではなく、●●●●に隣接した山林2筆も加えた4筆に、それぞれパネルを設置するという設計図をもらっています。

よって、道路をまたいで立体的に使用するというような計画ではないと考えられます。

(委員)

パネルは2箇所を設置するというのでしょうか。

(事務局)

そうです。それぞれのブロックにそれぞれパネルが設置される計画になっています。

(委員)

わかりました。

(議長)

他に質問等がありますでしょうか。

なし。

(議長)

質問がございませんので、採決をいたします。

議案第4号の番号3について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
全員の方賛成でございます。

よって、議案第4号の番号3について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第4号の番号4について、担当地区委員から説明をお願いします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

譲渡人に話を聞いたところ、現地案内図にある●●さんは既にお亡くなりになっており、そのお孫さんが新築住宅を建築することになりましたが、入り口がない状態です。生前は新幹線のガード下から出入りしていたようですが、正式な入り口がないために新たに道路沿いの申請地を購入して建築することになったようです。

今回の申請地は●●坪あり、売買価格は●●●円（坪●●）となっております。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

補足説明資料の１９ページをご覧ください。担当委員より説明いただいたとおり、以前は譲受人の祖父母が生活しており、新幹線のガード下から出入りしていたようですが、現在は完全に畑の真ん中に移動してしまい、接道がないとのことで申請に至りました。

申請面積は●●㎡ですが、全体の面積は●●●㎡となります。こちらは農業振興地域内の農用地区域外の第２種農地です。

資金計画ですが、事務局の方で確認済みです。

用排水路について、汚水・雑排水は発生せず、雨水は敷地内浸透処理となります。

その他として、１１月９日に現地確認をしましたが、事前着工はなく問題はありませんでした。

(議 長)

議案第４号の番号４につきましては、ただ今、担当地区委員及び事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の内容につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

なし。

(議 長)

質問がございませんので、採決をいたします。

議案第４号の番号４について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第４号の番号４について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第４号の番号５について、担当地区委員の方から説明をお願いします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

申請理由として、以前は水田として利用していましたが、沼の近くで水はけが悪く、湿田ということで徐々に耕作者が減少し、今ではほとんど耕作されておらず、不耕作地となっています。所有者の多くがこのままにしておくのではなく、いずれはどうにかしようと考えていたものの、個人ではどうすることもできずに現在に至っているとのこと。そこで、地域の所有者と相談をし、農地改良を行うことになったため申請に及んだようです。遊休農地の解消及び●●●周辺の景観整備になると予測できるので、特に問題はないと考えています。補足がありましたら、事務局から説明をお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

補足説明資料の23ページをご覧ください。こちらは農業振興地域内の農用地区域外です。農地性としては、第1種農地(おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地)となっています。

委員のご説明にもあったように色々な経緯があり、申請地は沼地になっており水はけが悪い湿地だとのこと。10年ほど前までは水田として管理されており、●●の工業団地が見渡せる状態でしたが、現在は葦などの植物や樹木に覆われている状態です。この農地改良工事は3回実施するとのこと、●●●の北側・西側についても今後改良工事を行う予定と聞いています。今回は1回目になり、8か月ほどかけて工事を行い、その後、2回目・3回目と行うとのこと。譲受人は農地改良等を手掛けている事業者のようで、現在は●●市で同様の農地改良を行っており、全10回実施予定のうち6回目を施工中とのこと。

資金計画についてですが、全て自社施工のため費用はかからないと説明されました。伺ったところ、検査に合格した土をダンプで運ぶ度に数万円の収入があるようで、それを運用資金にして、月●●円ほどかかる人件費などの費用に充てるようです。譲受人が実際に用意する鉄板や重機等は、所有しているものを使用することで運用可能とのことでした。

申請地は現在、所有者と協力しながら草刈りなどの整地をしているようです。事前着工はありませんでした。

(議 長)

議案第4号の番号5につきましては、ただ今、担当地区委員及び事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の内容につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

(委 員)

土地改良とありますが、実際は埋め立てと同じ行為ですか。

(事務局)

本日お渡しした追加資料をご覧ください。「農地改良の取り扱いに関する要綱」があり、これは県が定めているものになり、こちらの要綱に沿って進めてもらうことになります。A4

の図面につきましては、補足説明資料の２６、２７ページにある㊸から㊿の直線の断面図になります。土盛りの量なども決まっていますので、それに基づいて進めてもらうようになります。実際に持ち込む土は検査で合格したものになります。また、その土を単に上に被せるのではなく、元々あった土を掘り出し、そこへ持ち込んだ検査済みの土を埋め、その上から掘り出した土を乗せるという施工なので、元々あった土が表面になります。これにより、田から畑に変換し、作付け予定としては「山芋ほか野菜類（かぼちゃ・大豆・大根など）」となっています。

（委 員）

持ち込まれる土は常時監視しているわけではないので、実際のところ、どのような土が持ち込まれるのかわからないのが現状ではないでしょうか。

（事務局）

事務局ではそこまでの資料提出は求めていませんが、搬入先は決まっているということです。実際、点検後の合格している土ということですが、確かに常時監視しているものではありませんので何とも言えません。

（委 員）

業者を信用するしかない、ということですか。

（事務局）

そういうことになります。

（委 員）

これは、県の農政担当課かわかりませんが、土砂条例の対象になっているのでしょうか。なっているようであれば、県で土壌汚染の検査等は対象となっていると思いますが。

（事務局）

県の「土砂の排出堆積等の規制に関する条例」に基づいて手続きがされるところです。

（委 員）

では、そちらの方で検査をして、チェックが入るということですね。

（事務局）

そのとおりです。

（委 員）

わかりました。

(議 長)

先ほど委員から質問がありましたが、この事案は埋め立てをする土に対して、監視は誰が行うのでしょうか。

(事務局)

今の条例に基づくということであれば、埼玉県東部環境管理事務所が管轄する部署になります。

(委 員)

以前、●●●●●の南側がここと同じような状況で休耕田が多くなり、葎などが多く生えてしまったため、その当時に地権者の承諾を得て田畑転換を行う計画があったのですが、みどり環境課から「●●●の生態系が変化してしまう」という理由で急遽ストップされてしまった経緯があります。今回の申請地も●●●が隣接しておりますが、みどり環境課からの意見等はあるのでしょうか。

(事務局)

今回の申請に係る各課への稟議においては、確認済みです。特に指摘はありません。

(委 員)

わかりました。

(事務局)

補足ですが、今後の2回目、3回目の工事につきまして、農地改良の認められる面積が県で定められており、2万㎡までとなります。結果、その上限までしか申請を行っていないのでこの面積となっています。この上限の面積はあくまでも埼玉県で定められたものなので、他県は別になります。

(議 長)

他に質問等がありますか。

(委 員)

工事車両等の搬入経路が狭く感じます。大型車が出入りするには十分な広さはなく、周辺にお住まいの方への配慮や、安全面は確保されているのでしょうか。子供たちの通学時間を除くことや、安全面は確保されるべきだと思いますが。

(事務局)

通学時間までは不明ですが、経路としては工業団地へ抜ける場所が入口になっています。補足資料の24ページをご覧ください。申請地の一番南側が入口になります。そこから右側に行くと●●●の工業団地に当たるわけですが、工業団地から対象地に入って、同経路で出

ていくということです。

よって、●●●方面は大型車が通らないということになります。道路課の協議の中で、実際にこれだけの大型車が入りますと道路が傷んでしまうことが予測されますので、その辺の整備は終了後に行う、という話し合いになっていると聞いています。

(委 員)

わかりました。

(議 長)

他に質問等がありますか。

(委 員)

農地改良後の耕作計画について、山芋等の話がありましたが、これは地権者が耕作するのでしょうか。申請者が行うのでしょうか。

(事務局)

今回の事業者は農地改良の請負業者ですので、耕作はしません。耕作者は地権者もしくは利用権の設定等がされると思います。●●●という事業者があり、●●・●●周辺で野菜等を耕作しているのですが、その事業者が利用権の設定をして調整すると聞いております。

(委 員)

今の話ですが、仮に埋め立てが終わり畑にしたときに、●●●だけでなく、応じてもらえるのであれば地権者の方も畑として利用したい、という話になっているようです。利用権の場合は中間管理機構を通して考えているようです。

(委 員)

今回の工事で問題が起きた場合は、最終的に誰の責任になるのでしょうか。

(事務局)

実際そのような懸念はありますが、申請者から今回の申請時に「トラブルが起きた場合は自分の責任で対応する」と誓約書を受領しています。今回の申請者は事業者になりますので、そこが対応していただくように協議するということです。今回の申請に及ぶまでに色々な部署等からも話がありました。申請地に埋め立てをしたことにより別の農地等に影響が出てしまうのでは、などの話もありましたが、実際に問題が発生するということは分からないことなので、状態により協議することになります。

(委 員)

実際に問題が発生した場合は、原状回復まで求めることになるということですか。

(事務局)

問題解消の方法としては、今回の申請者と被害を受けた地権者との話し合いになるかと思っています。農業委員会としても、しっかり対応するように指導する必要があると思われます。

(委 員)

わかりました。

(議 長)

他に質問等がありますか。

(委 員)

なし。

(議 長)

質問がございませんので、採決をいたします。

議案第4号番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第4号番号5について承認をすることにいたします。

次に報告事項に入ります。報告1から報告6について、事務局より朗読と説明をお願い申し上げます。

(事務局) — 報告1から報告6朗読 —

(議 長)

事務局の方で朗読いたしました報告1から報告6について質問等がある方は挙手をお願いいたします。

なし

(議 長)

特に質問が無いようですので、報告事項を終わります。

それでは、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

なし。

(議 長)

本日は委員の皆様方の貴重なご意見及び慎重なるご審議等ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。